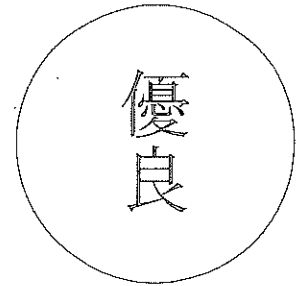


産業廃棄物収集運搬業許可証

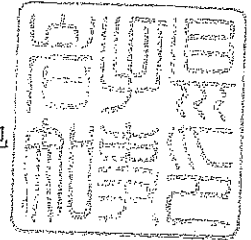
住所 宮城県東松島市大塩字五台23番地2

氏名 株式会社木村土建 代表取締役 木村 浩章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成28年 8月30日

許可の有効年月日 平成35年 8月29日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

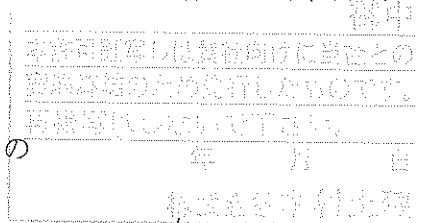
- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白



2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年 8月30日 当初許可
- 平成23年 8月30日 更新許可
- 平成26年11月 6日 変更届出書受理（代表者を木村浩一から変更したこと。）
- 平成28年 8月30日 更新許可（優良認定）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白